# 尾道市では、

# 骨髄・末梢血幹細胞ドナー(機能)と、 ドナーを雇用する事業所に、 助成を行っています。



公益財団法人日本骨髄バンクが実施した骨髄・末梢血幹細胞移植の提供完了者が対象

骨髄・末梢血幹細胞ドナー

#### ドナーの雇用事業所

(国、地方公共団体及び独立行政法人の事業所は除く)

尾道市に住民票があり 骨髄・末梢血幹細胞の 提供を完了した方

尾道市に住民票がある ドナーを雇用している 国内の事業所

市外に住民票がある ドナーを雇用している 市内の事業所

骨髄・末梢血幹細胞を提供した証明書を日本骨髄バンクからもらい、 提供が完了した日から1ヵ月以内に、申請書等に添えて尾道市に提出します。

市の審査後、交付決定通知書が申請者に届き、請求により助成金が支払われます。

### ドナー助成金

20 . b . K . K . . . . K . b . K . K .

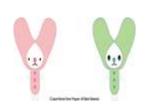
- 通院 1日あたり 5千円
- 入院 1日あたり 2万円

1回の骨髄・末梢血幹細胞の提供につき 10万5千円 を上限とする

## 事業所助成金額

・ドナーが骨髄・末梢血幹細胞の 提供を行う為に休業した日数 1日あたり 1万円

> 1回の骨髄・末梢血幹細胞の提供につき 9万円を上限とする



#### [お問い合わせ先]

〒722-0017 尾道市門田町 22番5号 尾道市健康推進課 医療政策係 電話:0848-24-1961

